

株 主 各 位

東京都千代田区飯田橋四丁目3番8
株式会社日本ハウスホールディングス
取締役社長 成 田 和 幸

第48期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第48期定時株主総会を下記のとおり開催致しますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。

尚、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ではございますが後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示頂き、平成29年1月25日（水曜日）午後7時までに到着するようご返送お願い致します。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年1月26日（木曜日）午前10時
2. 場 所 栃木県宇都宮市上大曾町492番地1
ホテル東日本宇都宮3階「大和 西」
（末尾の会場ご案内図をご参照下さい。）
3. 目 的 事 項
報 告 事 項
 1. 第48期（平成27年11月1日から平成28年10月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第48期（平成27年11月1日から平成28年10月31日まで）計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役7名選任の件
- 第4号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

4. 招集にあたっての決定事項

議案に対する賛否の表示がない時は、賛成の意思表示をされたものとして取扱います。

以 上

-
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。
 2. 株主総会参考書類及び添付書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.nihonhouse-hd.co.jp>) に修正後の事項を掲載させていただきます。

事 業 報 告

(平成27年11月1日から
平成28年10月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度のわが国経済は、消費税率引上げの再延期が正式に表明される中、政府による景気対策の継続などにより全体的に緩やかな回復傾向が見られました。一方、世界経済は、米国で景気回復が続いたものの、英国のEU離脱問題、中国及びアジア新興国経済の減速懸念などから先行き不透明な環境で推移しました。

住宅業界につきましては、日本銀行のマイナス金利政策、政府による住宅取得支援策などの効果により、当連結会計年度における持家部門の新設住宅着工戸数は、前年同期比2.2%増（国土交通省建築着工統計調査）と持ち直し傾向が継続しております。

こうした事業環境の中、当社グループの中核事業である住宅事業では、檜の柱を使用し耐震・制震性に優れた住宅構造へのこだわり、高断熱・高気密の住宅基本性能と太陽光発電標準装備によるエネルギー自給自足へのこだわり、感謝訪問及び24時間対応コールセンターの自社運営による安全と安心へのこだわりの「3つのこだわり」を基本方針とし、「やまとシリーズ」・「J・シリーズ」などの主力商品を中心とした販売推進に取り組みました。また、展示場受注強化のために当初に営業力強化推進部を新設し、営業員の教育・訓練に重点を置くとともに、拠点の整備などにより、利益率改善及び経費削減を推進しました。

以上の結果、売上高は459億80百万円（前連結会計年度比8.3%減）、営業利益は38億58百万円（同7.1%増）、経常利益は36億48百万円（同10.8%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は28億15百万円（同3.7%増）となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

① 住宅事業

住宅事業につきましては、期首受注残高が前連結会計年度と比較して36億9百万円減少したことにより、売上高は385億20百万円（前連結会計年度比9.4%減）、営業利益は37億92百万円（同5.3%増）となりました。

なお、業績の先行指標である受注残高につきましては、前連結会計年度比17億84百万円増となりました。

② ホテル事業

ホテル事業につきましては、ホテル森の風立山の北陸新幹線開業（平成27年3月）の影響による集客数の増加等もありましたが、売上高は64億86百万円（前連結会計年度比1.2%減）、営業利益は8億14百万円（同2.0%減）となりました。

③ ビール事業

ビール事業につきましては、売上高は8億76百万円（前連結会計年度比9.3%減）、営業利益は14百万円（前連結会計年度の営業損失は4百万円）となりました。

④ その他事業

その他事業につきましては、太陽光発電事業であり、売上高は97百万円（前連結会計年度比0.5%増）、営業利益は55百万円（同0.5%増）となりました。

（単位：百万円）

区 分	当連結会計年度 （平成27年11月1日から 平成28年10月31日まで）		前連結会計年度 （平成26年11月1日から 平成27年10月31日まで）		比較増減
	売 上 高	構成比(%)	売 上 高	構成比(%)	金 額
住 宅 事 業	38,520	83.8	42,498	84.8	△3,977
ホ テ ル 事 業	6,486	14.1	6,568	13.1	△81
ビ ー ル 事 業	876	1.9	965	1.9	△89
そ の 他 事 業	97	0.2	96	0.2	0
合 計	45,980	100.0	50,128	100.0	△4,148

（注） 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 対処すべき課題

当社は創業以来、木造注文住宅にこだわり、お客様満足志向する企業文化を経営理念としております。日本家屋の伝統的な技術である木造軸組工法に先進の「新木造システム」を組み合わせることにより、地域の気候風土・文化を踏まえつつ、高強度・高品質かつ高機能な新しい日本の住まいを提供し、日本の住文化に貢献することにより企業価値を高めてまいります。

また、当社グループは、お客様ニーズへのスピーディーな対応に併せ、商品力・提案力・サービス力を高め、お客様満足の向上に努めます。効率性の追求により収益性向上に取り組むとともに、経営の透明性を高め、健全経営を行ってまいります。

なお、当連結会計年度に判明した、当社子会社である株式会社銀河高原ビールによる不適切な会計処理に関しまして、株主の皆様をはじめ関係者各位に多大なご心配とご迷惑をおかけしたことを、深くお詫び申し上げます。現在、皆様からの信頼回復のため、子会社管理体制及び内部統制の強化、子会社役員・従業員のコンプライアンス意識向上などの再発防止策をグループ一丸となって推進しております。株主の皆様におかれましては、何卒ご理解いただき、今後ともより一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資額は17億43百万円であります。主な設備投資は次のとおりであります。

① 当社モデルハウス	12棟	367百万円
② ホテル宇都宮他改装工事		117百万円
③ ガーデニング公園施設の改装工事		12百万円
④ ビールの缶ライン		135百万円

(4) 財産及び損益の状況

【企業集団の財産及び損益の状況】

(単位：百万円)

区 分	平成25年度 第 45 期	平成26年度 第 46 期	平成27年度 第 47 期	平成28年度 第 48 期 (当連結会計年度)
売 上 高	56,363	52,710	50,128	45,980
経 常 利 益	5,054	3,443	3,292	3,648
親会社株主に帰属する当期純利益	4,660	3,184	2,715	2,815
1株当たり当期純利益	101円61銭	69円44銭	59円21銭	61円39銭
総 資 産	49,325	48,303	46,059	46,805
純 資 産	14,523	16,851	18,432	20,534

【当社の財産及び損益の状況】

(単位：百万円)

区 分	平成25年度 第 45 期	平成26年度 第 46 期	平成27年度 第 47 期	平成28年度 第48期(当期)
売 上 高	48,646	45,962	42,954	38,935
経 常 利 益	4,665	3,620	3,106	3,425
当 期 純 利 益	4,443	3,348	2,644	2,689
1株当たり当期純利益	96円87銭	73円00銭	57円65銭	58円63銭
総 資 産	45,680	43,957	41,664	42,376
純 資 産	13,421	15,858	17,290	19,281

(注) 過年度決算に関し、会計上の誤謬が判明したため、第45期から第47期までの「企業集団の財産及び損益の状況」及び「当社の財産及び損益の状況」については、当該誤謬の訂正後の数値を記載しております。

(5) 主要な事業内容

当社グループは、当社・連結子会社6社を中心にして構成されており、住宅の請負建築、宅地の造成・販売を中心とした住宅事業及びホテル・レジャー施設の経営を行うホテル事業等、住の生活産業とサービス産業に関連した事業を行っております。

(6) 主要な営業所及び工場

① 当社の主要な事業所

名 称	所 在 地
本社	東京都千代田区飯田橋四丁目3番8
支店・営業所	全国71店舗

② 子会社等の主要な事業所及び工場

名 称	所 在 地
(株)ホテル東日本	本社：岩手県盛岡市大通三丁目3番18号 サービス拠点：ホテル東日本盛岡他6拠点
(株)日本ハウスウッドワークス北海道	北海道白老郡白老町字石山67番地9
(株)日本ハウスウッドワークス中部	三重県伊賀市西湯舟2981番地
(株)銀河高原ビール	岩手県和賀郡西和賀町沢内字貝沢3地割647番地1
(株)フラワー&ガーデン	岩手県岩手郡雫石町鶯宿第10地割64番地1
(株)東京工務店	東京都千代田区飯田橋四丁目3番8

(7) 使用人の状況

区 分	従業員数(名)	前期末比増減(名)
住 宅 事 業	1,036	△96
ホ テ ル 事 業	223	△5
ビ ー ル 事 業	16	—
全 社 (共 通)	106	9
合 計	1,381	△92

(注) 従業員は就業人員であります。

(8) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項は有りません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金 (百万円)	当 社 の 出 資 比 率 (%)	主 要 な 事 業 内 容
(株) ホ テ ル 東 日 本	83	100.0	ホテル業
(株)日本ハウスウッドワークス北海道	300	100.0	木造住宅の軸組構造部材 (プレカット材)の製造・販売
(株)日本ハウスウッドワークス中部	80	100.0	木造住宅の軸組構造部材 (プレカット材)の製造・販売
(株) 銀 河 高 原 ビ ー ル	50	100.0	ビールの製造・販売
(株) フ ラ ワ ー & ガ ー デ ン	10	100.0	ガーデニング公園の経営、各種 イベントの企画運営及び請負
(株) 東 京 工 務 店	10	49.0	不動産賃貸借・管理

③ 企業結合の経過

該当事項は有りません。

④ 企業結合の成果

連結子会社は6社であります。売上高は459億80百万円（前連結会計年度比8.3%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は28億15百万円（同3.7%増）となりました。

(9) 主要な借入先の状況

借 入 先	借入金残高（百万円）
(株) み ず ほ 銀 行	8,467
(株) 三 井 住 友 銀 行	150
(株) 日 本 政 策 投 資 銀 行	60
三 井 住 友 信 託 銀 行 (株)	43
(株) み ち の く 銀 行	29

(10) その他企業集団の状況に関する事項

- ① 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況
該当事項は有りません。
- ② 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項は有りません。
- ③ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
該当事項は有りません。
- ④ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項は有りません。

2. 会社の株式に関する事項（平成28年10月31日現在）

(1) 発行可能株式総数

種 類	発 行 可 能 株 式 総 数 (株)
普通株式	93,821,000

(2) 発行済株式の総数

種 類	発行済株式の総数(株)
普通株式	45,964,842

(注) 上記普通株式には、自己株式93,166株を含んでおります。

(3) 株主数

種 類	株 主 数(名)
普通株式	14,133

(4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持株数(株)	持株比率(%)
日本ハウスホールディングス社員持株会	4,003,237	8.72
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY	1,626,500	3.54
株式会社みずほ銀行	1,323,600	2.88
東友会・東盛会持株会	1,281,500	2.79
みずほ証券株式会社	959,600	2.09
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	942,400	2.05
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	667,900	1.45
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口9)	647,400	1.41
成田和幸	644,000	1.40
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口5)	476,500	1.03

(注) 持株比率は、自己株式(93,166株)を控除して計算しております。

3. 新株予約権等の状況

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項は有りません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項は有りません。

4. 会社役員の状況（平成28年10月31日現在）

(1) 取締役及び監査役の状況

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	成 田 和 幸	
常 務 取 締 役	真 田 和 典	住宅統轄本部長兼日本ハウス事業部 本部長兼事業推進統轄本部長
常 務 取 締 役	名 取 弘 文	管理統轄本部本部長
取 締 役	池 辺 厚 幸	住・環境リフォーム事業部本部長
取 締 役	武 藤 清 和	不動産統轄本部長兼Urban アセットマネ ジメント事業本部長兼ホテル賃貸事業部 本部長兼事業推進統轄副本部長
取 締 役	柴 谷 晃	弁護士、㈱マサル社外監査役
取 締 役	恵 島 克 芳	みずほ証券㈱常任顧問、 わかもと製菓㈱社外監査役
常 勤 監 査 役	近 藤 誠 一 郎	
監 査 役	有 岡 典 雅	
監 査 役	千 谷 英 造	公認会計士

(注) 1. 平成28年1月28日開催の第47期定時株主総会において、次の取締役及び監査役が新たに選任され、同日付で就任致しました。

地 位	年 月 日	氏 名
取 締 役	平成28年1月28日	池 辺 厚 幸
取 締 役	平成28年1月28日	恵 島 克 芳
監 査 役	平成28年1月28日	近 藤 誠 一 郎
監 査 役	平成28年1月28日	千 谷 英 造

2. 当該事業年度中に退任した取締役

地 位	年 月 日	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
常務取締役	平成28年10月31日	沖 田 高 広	営業力強化推進本部長
取 締 役	平成28年10月31日	南 保 隆	J・エボックホーム事業部本部長

なお、常務取締役沖田高広、取締役南保隆の両氏は辞任による退任であります。

3. 当該事業年度中に退任した監査役

地 位	年 月 日	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
監 査 役	平成28年1月28日	青 荻 雅 肥	
監 査 役	平成28年1月28日	飯 塚 良 成	公認会計士、理想科学工業㈱ 社外監査役

なお、監査役青荻雅肥、飯塚良成の両氏は任期満了による退任であります。

4. 平成28年11月1日付で次のとおり取締役の委嘱変更がありました。

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
専務取締役	真 田 和 典	住宅統轄本部長兼日本ハウス事業部本部長
取 締 役	武 藤 清 和	不動産統轄本部長兼Urbanアセットマネジメント 事業本部長兼ホテル賃貸事業部本部長

5. 取締役のうち、柴谷晃氏並びに恵島克芳氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
6. 監査役のうち、有岡典雅氏並びに千谷英造氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
7. 監査役有岡典雅氏は長年の金融機関勤務により培われた経験に基づいた深い見識を有しております。又、監査役千谷英造氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
8. 当社は、取締役柴谷晃氏、取締役恵島克芳氏、監査役有岡典雅氏、監査役千谷英造氏の4氏を、一般株主と利益相反が生じる事のない独立役員に指定しております。
9. 当社は執行役員制度を採用しており、平成28年11月1日現在の執行役員は、次のとおりであります。

地 位	担 当	氏 名
執行役員	分譲・投資マンション事業部本部長	小 嶋 慶 晴
執行役員	J・エポックホーム事業部本部長	中 川 政 輝
執行役員	経理部長兼グループ企業管理部長	白 田 則 和
執行役員	北海道ブロック統轄店長兼 日本ハウス事業部札幌支店長	南 保 隆
執行役員	関東・首都圏ブロック統轄店長兼 日本ハウス事業部横浜支店長	清 沢 修
執行役員	関東・首都圏ブロック副統轄店長兼 住・環境リフォーム事業部横浜支店長	船 渡 直 樹
執行役員	東海・関西ブロック統轄店長兼 日本ハウス事業部名古屋支店長	河 野 守

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支給人員	支給額	摘 要
取締役 (うち社外取締役)	9人 (2人)	231百万円 (4百万円)	
監査役 (うち社外監査役)	5人 (3人)	13百万円 (3百万円)	
合 計	14人	245百万円	—

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成27年1月29日開催の第46期定時株主総会において年額400百万円以内（社外取締役分年額100百万円以内）（但、使用人分給与は含まない。）と決議頂いております。
2. 監査役の報酬限度額は、平成6年1月27日開催の第25期定時株主総会において年額50百万円以内と決議頂いております。
3. 当事業年度に係る役員退職慰労引当金として計上した47百万円（取締役43百万円、うち社外取締役0百万円、監査役1百万円、うち社外監査役0百万円）を上記支給額に含めております。
4. 平成17年1月28日開催の第36期定時株主総会の決議に基づき取締役2名に対し、平成25年1月29日開催の第44期定時株主総会の決議に基づき取締役1名に対し、平成28年1月28日開催の第47期定時株主総会の決議に基づき監査役2名に対し、退職慰労金を総額86百万円（取締役74百万円、うち社外取締役1百万円、監査役12百万円、うち社外監査役1百万円）を支給しております。

(3) 社外役員に関する事項

	社外取締役		社外監査役	
	柴谷 晃	恵島克芳	有岡典雅	千谷英造
① 重要な兼職先と当社との関係	—	—	—	—
② 会社・特定関係事業者の業務執行取締役・使用人等の三親等内の親族等であると知っている場合、その事実	—	—	—	—
③ 事業年度中の取締役会等での活動状況	(別記 1)	(別記 1)	(別記 1)	(別記 1)
④ 責任限定契約の内容の概要	(別記 2)	(別記 2)	(別記 2)	(別記 2)
⑤ 社外役員に対する報酬等の総額	(別記 3)	(別記 3)	(別記 3)	(別記 3)
⑥ 当社の子会社からの役員としての報酬等の額	—	—	—	—
⑦ ①～⑥上記の内容に対しての社外役員が意見あるとき、その意見	—	—	—	—

(別記 1) 事業年度中の取締役会等での活動状況

柴谷取締役、恵島取締役

柴谷取締役は当事業年度中に開催した31回の取締役会のうち合計28回、恵島取締役は取締役就任後当事業年度中に開催した23回の取締役会のうち合計23回出席されております。又、出席した取締役会においては、社外取締役として、毎回報告事項や決議事項について適宜質問をするとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。

有岡監査役、千谷監査役

有岡監査役は当事業年度中に開催した31回の取締役会のうち合計28回、千谷監査役は監査役就任後当事業年度中に開催した23回の取締役会のうち合計22回出席されております。又、有岡監査役は当事業年度中に開催した12回の監査役会のうち合計12回、千谷監査役は監査役就任後当事業年度中に開催した8回の監査役会のうち合計8回出席されております。

両氏は、出席した取締役会においては、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。又、出席した監査役会においては、社外監査役として行った監査の報告をし、毎回他の監査役が行った監査について適宜質問するとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。

(別記 2) 責任限定契約の内容の概要

柴谷取締役、恵島取締役

柴谷取締役、恵島取締役の両氏と当社の間では、会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令で定めた額を限度額としております。

有岡監査役、千谷監査役

有岡監査役、千谷監査役の両氏と当社の間では、会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令で定めた額を限度額としております。

(別記 3) 社外役員に対する報酬等の総額

社外取締役 2 名： 4 百万円
社外監査役 3 名： 3 百万円

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 優成監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当社 ・ 公認会計士法第2条第1項の業務に関する報酬 ・ 上記以外の業務に関する報酬	74百万円 一百万円 合計 74百万円
当社の子会社 ・ 公認会計士法第2条第1項の業務に関する報酬 ・ 上記以外の業務に関する報酬	一百万円 一百万円 合計 一百万円

- (注)1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりません。
2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額には、訂正報告書に係る監査報酬の額を含んでおります。

(3) 非監査業務の内容

該当事項は有りません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人の解任又は不再任につきましては、監査役会の決議に基づき株主総会に議案を上程する旨、監査役会規程において定めております。

(5) 会計監査人と締結している責任限定契約の内容の概要

該当事項は有りません。

(6) 当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人の当社の子会社の計算関係書類の監査の状況

該当事項は有りません。

(7) 当事業年度中に辞任した又は解任された会計監査人に関する事項

該当事項は有りません。

(8) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

当社監査役会は日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度における監査の計画と実績の状況を確認し、当事業年度における監査時間及び報酬額の見積りを検討した結果、その報酬額は妥当な水準と認められたため、会社法第399条第1項の同意を行いました。

6. 会社の体制および方針

(1) 内部統制システム構築の基本方針

① 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

取締役、社員を含めた行動規範として「企業倫理憲章」「企業倫理行動基準」「企業倫理規程」により研修等を通じ周知徹底を図る。コンプライアンス委員会を設置し取締役の職務執行が法令・定款その他社内規程および社会規範に沿っているかを審議する。取締役が他の取締役の違法行為を発見した場合の、取締役会・監査役に対する報告および違法行為のための是正措置が円滑に図れるべく、「取締役会規則」「役員規程」「監査役会規程」の随時見直しにより体制整備を図る。職制ラインに支障がある場合「社内通報規程」により、社内調査委員会を通じて内容の確認・対策方針の決定・再発防止等の検討を行う。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

「文書管理規程」「規程類管理規程」を見直し、取締役の職務執行に係る情報を検索性の高い状態で保存、運営・管理する体制を構築する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、住宅市場、法制度、資材市場、人事労務等、当社の経営に重要な影響を及ぼす様々なリスクにつき「リスク管理規程」により、随時見直し、「個人情報管理規程」「情報管理規程」「文書管理規程」についても随時見直しを行う。個々のリスクについてのリスク管理責任者を決定し、また主要なリスクを分類・定義し、リスク管理所管部にてその管理を行う。各部署においては、マニュアル等を整備し、種々の教育活動を通して会社のリスク低減に努める。リスク管理規程の緊急対応として「危機管理規程」により有事の際に備え迅速かつ適切な対応をできる体制とする。リスク委員会を設置し、当社のリスク管理について一元管理・把握をして行く。また内部監査部門は各部署毎のリスク管理の状況を監査し、その結果についてリスク委員会と合議し、その結果を定期的に取締役会に報告する体制を構築する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

定例の取締役会のほか、各種会議体において、審議・意思決定を行い、必要に応じて「取締役会規則」「組織規程」「職務分掌規程」の見直しを行い各取締役の業務執行の効率化を図る。

- ⑤ 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
コンプライアンス体制の整備を図るため、「企業倫理憲章」「企業倫理行動基準」「企業倫理規程」「社内通報規程」「コンプライアンス規程」を定め、社員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保する。またコンプライアンス委員会はコンプライアンス取組の基本事項を定めるとともに、コンプライアンス・プログラムを策定し、コンプライアンス・マニュアル配布、社内普及、促進に関する教育・研修の企画・推進を図る。取締役、社員等の違法行為等が発見された場合は、職制を通じた相談・通報を行い是正改善をとることとする。職制ラインに支障がある場合には「社内通報規程」に定める社内通報制度の相談窓口に報告をし、社内調査委員会を通じて内容確認・対策方針の決定・再発の防止等の検討を行う。
- ⑥ 株式会社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
「グループ企業倫理憲章」「グループ企業倫理行動基準」「グループ企業経営管理規程」を定め適時報告体制を構築し、必要に応じて見直しを行う。これにより、業務の適正を確保する。また、当社のグループ会社に対する経営管理全般の効率性、経営資源の有効活用を図るとともに、当社グループにおける違法行為を認知したグループの社員は、当社「社内通報規程」に定める社内通報制度の相談窓口で報告し社内調査委員会を通じて内容確認、対策方針の決定・再発防止策等の検討を行う。「リスク管理規程」により、当社グループのリスク管理体制の整備を図るとともに、「グループ企業内部監査規程」により、適正な事業運営を管理する体制を構築する。
- ⑦ 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制および使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役から補助使用人配属の求めがあった場合「監査役会規程」により、監査役室を設置し補助使用人を置く事ができる体制とする。使用人の人事は取締役からの独立性の確保に留意し、監査役との協議の上決定をする。
- ⑧ 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制および監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
「監査役会規程」「取締役会規程」の見直しにより取締役および使用人が監査役に報告すべき事項および時期について整備し体制を構築。コンプライアンス委員会をはじめ、各種会議体に出席するなど、監査役が監査に資する情報を適宜収集しうる体制とする。「内部監査規程」の見直しにより監査役監査の実効性

および効率性を高める体制とする。「グループ企業経営管理規程」「社内通報規程」により、グループ企業の取締役等および使用人が監査役に報告するための体制とし、また、報告した者が当該報告をしたことを理由として不利益な扱いを受けない体制とする。

- ⑨ 監査役の職務執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に関する事項

監査役がその職務を執行する上で、必要な前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理の請求をしたときは、速やかに当該費用または債務を処理する。

- ⑩ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社およびグループ企業は金融商品取引法の定めに従い、健全な内部統制環境の保持に努め、有効かつ正当な評価ができるよう内部統制システムを構築し、適正な運用に努めることにより、財務報告の適法性及び適正性を確保する体制を構築する。

- ⑪ 反社会的勢力排除に向けた体制

社会的秩序や健全な企業活動を脅かす反社会的勢力および団体からの不当要求に対しては、組織全体で毅然とした態度で臨むものとし、反社会的勢力とは一切の関係をもたない体制を構築する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

内部統制につきましては、内部統制システムの整備及び運用状況のモニタリングを実施し、取締役会がその内容を確認しております。

業務の適正を確保するための体制の運用につきましては、コンプライアンスの徹底、監査役への報告に関する体制強化の観点から、取締役、監査役及び全ての社員が共有するとともに、整備と運用の改善を今後とも進めてまいります。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務および事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

7. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項は有りません。

連結貸借対照表

(平成28年10月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	14,724	流 動 負 債	21,332
現 金 預 金	8,334	工 事 未 払 金 等	5,287
受取手形・完成工事未収入金等	915	短 期 借 入 金	1,398
未 成 工 事 支 出 金	466	一年内返済予定長期借入金	8,377
販 売 用 不 動 産	2,969	リ ー ス 債 務	589
商 品 及 び 製 品	105	未 払 法 人 税 等	351
仕 掛 品	15	未 成 工 事 受 入 金	2,094
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	243	完 成 工 事 補 償 引 当 金	170
繰 延 税 金 資 産	903	賞 与 引 当 金	619
そ の 他	792	そ の 他	2,444
貸 倒 引 当 金	△23	固 定 負 債	4,938
固 定 資 産	32,081	長 期 借 入 金	461
有 形 固 定 資 産	27,998	リ ー ス 債 務	1,341
建 物 ・ 構 築 物	40,563	役員退職慰労引当金	645
機 械 ・ 運 搬 具 ・ 備 品	4,588	退職給付に係る負債	1,447
土 地	11,336	資 産 除 去 債 務	283
リ ー ス 資 産	4,069	そ の 他	758
建 設 仮 勘 定	471	負 債 合 計	26,271
減 価 償 却 累 計 額	△33,029	純 資 産 の 部	
無 形 固 定 資 産	582	株 主 資 本	20,268
投 資 そ の 他 の 資 産	3,500	資 本 金	3,873
投 資 有 価 証 券	52	資 本 剰 余 金	22
長 期 貸 付 金	239	利 益 剰 余 金	16,393
退職給付に係る資産	86	自 己 株 式	△20
繰 延 税 金 資 産	2,147	その他の包括利益累計額	77
破 産 更 生 債 権 等	7	その他有価証券評価差額金	15
そ の 他	1,224	退職給付に係る調整累計額	62
貸 倒 引 当 金	△257	非 支 配 株 主 持 分	188
資 産 合 計	46,805	純 資 産 合 計	20,534
		負債及び純資産合計	46,805

(注)百万円未満の端数は切り捨て表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

(自 平成27年11月1日)
(至 平成28年10月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		45,980
売 上 原 価		27,135
売 上 総 利 益		18,845
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		14,986
営 業 利 益		3,858
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	3	
受 取 配 当 金	9	
助 成 金 収 入	7	
未 払 配 当 金 除 斥 益	6	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	53	
還 付 酒 税 等	21	
雑 収 入	66	168
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	302	
そ の 他	76	378
経 常 利 益		3,648
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	87	
減 損 損 失	181	268
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		3,379
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	437	
法 人 税 等 調 整 額	100	538
当 期 純 利 益		2,840
非支配株主に帰属する当期純利益		24
親会社株主に帰属する当期純利益		2,815

(注) 百万円未満の端数は切り捨て表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(自 平成27年11月1日)
(至 平成28年10月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	3,873	22	14,519	△20	18,394
誤謬の訂正による 累 積 的 影 響 額			△254		△254
遡 及 処 理 後 当 期 首 残 高	3,873	22	14,265	△20	18,140
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△688		△688
親会社株主に帰属 する当期純利益			2,815		2,815
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)					—
当 期 変 動 額 合 計	—	—	2,127	△0	2,127
当 期 末 残 高	3,873	22	16,393	△20	20,268

	その他の包括利益累計額			非支配株主 持 分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	25	103	128	163	18,686
誤謬の訂正による 累 積 的 影 響 額					△254
遡 及 処 理 後 当 期 首 残 高	25	103	128	163	18,432
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△688
親会社株主に帰属 する当期純利益					2,815
自己株式の取得					△0
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	△10	△40	△51	24	△26
当 期 変 動 額 合 計	△10	△40	△51	24	2,101
当 期 末 残 高	15	62	77	188	20,534

(注)百万円未満の端数は切り捨て表示しております。

連 結 注 記 表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社数 6社

連結子会社の名称

(株)ホテル東日本

(株)日本ハウスウッドワークス北海道

(株)日本ハウスウッドワークス中部

(株)銀河高原ビール

(株)フラワー&ガーデン

(株)東京工務店

② 非連結子会社の名称

銀河交通(株)

(株)日本ハウスコミュニティーサービス

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため連結の範囲から除外し外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した関連会社数及び会社等の名称

該当事項はありません。

② 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社のうち主要な会社等の名称

銀河交通(株)

(株)日本ハウスコミュニティーサービス

(持分法を適用しない理由)

持分法非適用の非連結子会社及び関連会社は、それぞれ連結純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

(3) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの……決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、
売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの……移動平均法による原価法

(ロ) たな卸資産

住宅事業……………主として個別法による原価法（貸借対照表価額
については収益性の低下による簿価切下げの方法
により算出）

ホテル事業……………最終仕入原価法（貸借対照表価額については収
益性の低下による簿価切下げの方法により算
出）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

(イ) 有形固定資産（リース資産を除く）

住宅事業……………主として定率法

住宅事業以外の事業……主として定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物・構築物 7～50年

機械・運搬具・備品 2～20年

(ロ) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについて
は、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しておりま
す。

(ハ) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、
原則としてリース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用
しておりますが、リース資産の一部（モデルハウス）については、使用実
態を勘案し、平均再リース期間（2年）を含めた期間を耐用年数としてお
ります。

なお、リース取引開始日がリース会計基準適用初年度開始前の所有権移
転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法
に準じた会計処理によっております。

③ 繰延資産の処理方法

社債発行費

社債の償還までの期間にわたり定額法により償却しております。

④ 重要な引当金の計上基準

(イ)貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(ロ)完成工事補償引当金

完成工事に関する瑕疵担保に備えるため、期末前1年間の完成工事高及び販売用建物売上高に対し過去の補修実績に基づく将来の見積補償額を計上しております。

(ハ)賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額を計上しております。

(ニ)役員退職慰労引当金

親会社ならびに一部の連結子会社は役員の退職慰労金支給に充てるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

⑤ 退職給付に係る会計処理の方法

(イ)退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、主として期間定額基準を採用しておりますが、一部の連結子会社は給付算定式基準によっております。

(ロ)数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、親会社は発生額を発生年度において、連結子会社は発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により翌連結会計年度から費用処理することとしております。

また、連結子会社の過去勤務費用については、発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により、発生年度より償却しております。

(ハ)小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用的簡便法を適用しております。

⑥ 重要な収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事(工期がごく短期間のものを除く)については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法による)を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

⑦ 重要なヘッジ会計の方法

(イ)ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を適用しております。

(ロ)ヘッジ手段とヘッジ対象

a ヘッジ手段 金利キャップ

b ヘッジ対象 社債、長期借入金

(ハ)ヘッジ方針

金利変動によるリスクを回避する目的で、対象物の範囲内に限定してヘッジしております。

(ニ)ヘッジ有効性評価の方法

金利キャップの想定元本が借入金の元本金額の範囲内であり概ね一致していること、金利キャップの契約期間が借入金の借入期間内であり概ね一致していること、借入金の変動金利のインデックスと金利キャップのインデックスが一致していること、金利キャップの受取条件が契約期間を通して一定であること等を基準に、有効性を評価しております。

⑧ のれんの償却に関する事項

のれんについては、5年間の均等償却を行っております。

なお、金額が僅少なものは発生年度に全額償却しております。

(4) その他連結計算書類作成のための重要な事項

(イ)退職給付に係る会計処理の方法

a 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、主として期間定額基準を採用しておりますが、一部の連結子会社は給付算定式基準によっております。

b 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、親会社は発生額を発生年度において、連結子会社は発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により翌連結会計年度から費用処理することとしております。

また、連結子会社の過去勤務費用については、発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により、発生年度より償却しております。

c 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(ロ) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理は税抜方式によっており、資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は当連結会計年度の費用として処理しております。

(5) 会計方針の変更

① 企業結合に関する会計基準等の適用

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しが企業結合年度の翌年度に行われた場合には、当該見直しが行われた年度の期首残高に対する影響額を区分表示するとともに、当該影響額の反映後の期首残高を記載する方法に変更いたします。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－2項(4)、連結会計基準第44－5項(4)及び事業分離等会計基準第57－4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

これによる損益に与える影響はありません。

② 減価償却方法の変更

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に係る実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当連結会計年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、当連結会計年度において、連結計算書類に与える影響額は軽微であります。

(6) 未適用の会計基準等

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）

① 概要

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」は、日本公認会計士協会における税効果会計に関する会計上の実務指針及び監査上の実務指針（会計処理に関する部分）を企業会計基準委員会に移管するに際して、企業会計基準委員会が、当該実務指針のうち主に日本公認会計士協会監査委員会報告第66号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」において定められている繰延税金資産の回収可能性に関する指針について、企業を5つに分類し、当該分類に応じて繰延税金資産の計上額を見積るという取扱いの枠組みを基本的に踏襲した上で、分類の要件及び繰延税金資産の計上額の取扱いの一部について必要な見直しを行ったもので、繰延税金資産の回収可能性について、「税効果会計に係る会計基準」（企業会計審議会）を適用する際の指針を定めたものであります。

（分類の要件及び繰延税金資産の計上額の取扱いの見直し）

- ・（分類1）から（分類5）に係る分類の要件をいずれも満たさない企業の取扱い
- ・（分類2）及び（分類3）に係る分類の要件
- ・（分類2）に該当する企業におけるスケジューリング不能な将来減算一時差異に関する取扱い
- ・（分類3）に該当する企業における将来の一時差異等加減算前課税所得の合理的な見積可能期間に関する取扱い
- ・（分類4）に係る分類の要件を満たす企業が（分類2）又は（分類3）に該当する場合の取扱い

② 適用予定日

平成29年10月期の期首より適用する予定であります。

③ 当該会計基準等の適用による影響

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」の適用による連結計算書類に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(7) 誤謬の訂正に関する注記

当連結会計年度において、当社子会社における不適切な会計処理が判明したため、誤謬の訂正を行いました。また、当該訂正に際しては、過去において重要性がないため訂正を行っていない誤謬についても併せて訂正しております。当該誤謬の訂正による累積的影響額は当連結会計年度期首の純資産の帳簿価額に反映されております。

この結果、連結株主資本等変動計算書の期首残高は利益剰余金が254百万円減少しております。

(8) 追加情報

法人税率の変更等による影響

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立したことに伴い、平成28年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.06%から平成28年11月1日及び平成29年11月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については30.86%に、平成30年11月1日以降に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については、30.62%に変更されます。

これらの税制改正に伴い、当連結会計年度における繰延税金資産の純額は126百万円減少し、法人税等調整額は126百万円増加しております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 減価償却累計額には減損損失累計額を含んでおります。

(2) 担保に供している資産の内容及びその金額

販売用不動産	107百万円
建物・構築物	11,717百万円
機械・運搬具・備品	157百万円
土 地	9,948百万円
計	21,930百万円

担保に対応する債務の金額

短期借入金	588百万円
一年内返済予定長期借入金	7,970百万円
長期借入金	133百万円
計	8,692百万円

(3) コミット型シンジケートローン

シンジケートローン契約総額	6,000百万円
借入実行残高	－百万円
差額	6,000百万円

当社グループは、運転資金を安定的かつ効率的に調達するために、(株)みずほ銀行をはじめとする取引金融機関5行とコミット型シンジケート契約（コミットメント期間平成27年10月30日～平成28年10月31日）を平成27年10月30日付で締結し、財務制限条項が付されております。

① 平成27年10月期決算以降、各年度の決算期の末日における連結貸借対照表上の純資産の部の金額を平成26年10月決算期末日における連結貸借対照表の純資産の部の金額の75%以上に維持すること。

② 平成26年10月期決算以降の決算期を初回の決算期とする連続する2期について、各年度の決算期における連結損益計算書に示される経常損益が2期連続して損失とならないようにすること。なお、本号の遵守に関する最初の判定は、平成27年10月決算期及びその直前の期の決算を対象として行われる。

(4) 保証債務額

住宅購入者その他に対する金融機関の融資等に対する保証

住宅購入者	4,631百万円
-------	----------

なお、住宅購入者に係る保証の大半は、保証会社が金融機関に対し保証を行うまでのつなぎ保証であります。

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
【発行済株式】				
普通株式	45,964,842	—	—	45,964,842
【自己株式】				
普通株式	93,016	150	—	93,166

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加150株は、単元未満株式の買取によるものであります。

(2) 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年1月28日 第47期定時株主総会	普通株式	利益剰余金	458	10	平成27年10月31日	平成28年1月29日
平成28年6月6日 取締役会	普通株式	利益剰余金	229	5	平成28年4月30日	平成28年7月6日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年1月26日 第48期定時株主総会 (予定)	普通株式	利益剰余金	458	10	平成28年10月31日	平成29年1月27日

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループでは、資金運用については一時的な余資は安全性の高い金融商品で運用し、資金調達については主に銀行借り入れによっております。デリバティブは、リスクをヘッジする目的に限定し、投機的な取引は行っておりません。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形・完成工事未収入金等は、取引先の信用リスクにさらされておりますが、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握しております。投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクにさらされておりますが、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、見直しを行っております。

営業債務である工事未払金は、その全てが1年以内の支払期日であります。

借入金は、主に運転資金及び設備投資を目的としております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年10月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。((注) 2. 参照)

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
(1) 現金預金	8,334	8,334	—
(2) 受取手形・完成工事 未収入金等	915	915	—
(3) 投資有価証券	36	36	—
(4) 長期貸付金(※1) 貸倒引当金(※2)	239 △67		
	172	164	△7
資産計	9,459	9,451	△7
(1) 工事未払金	5,287	5,287	—
(2) 短期借入金	1,398	1,398	—
(3) 長期借入金(※3)	8,838	8,833	△5
(4) リース債務(※3)	1,931	1,967	35
負債計	17,455	17,486	30

※1. 長期貸付金には、1年内回収予定の長期貸付金を含んでおります。

※2. 個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

※3. 長期借入金には一年内返済予定長期借入金を、リース債務には一年内返済予定のリース債務をそれぞれ含んでおります。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金預金、(2) 受取手形・完成工事未収入金等

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

取引所の価格によっております。

(4) 長期貸付金

ほぼ全てが住宅ローンの貸付であるため、将来キャッシュ・フローを一般的な住宅ローンの利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

(1) 工事未払金、(2) 短期借入金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金、(4) リース債務

元利金の合計額を、新規に同様の借入又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額（百万円）
非上場株式	5
子会社株式及び関連会社株式	10

市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

3. 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金預金	8,334	—	—	—
受取手形・完成工事未収入金等	915	—	—	—
長期貸付金(※1)	65	39	30	36
合計	9,316	39	30	36

(※1) 長期貸付金のうち、回収時期が合理的に見込めない67百万円については上記金額に含めておりません。

4. 社債、長期借入金及びリース債務の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
長期借入金	8,377	461	—	—
リース債務	589	1,069	271	—
合計	8,967	1,531	271	—

5. 賃貸等不動産に関する注記

当社グループでは、福岡県その他の地域において、賃貸用のビル及び住宅（土地を含む）等を有しております。平成28年10月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は50百万円（賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は売上原価に計上）であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、当連結会計年度増減額及び時価は、次のとおりであります。

用 途	連結貸借対照表計上額（百万円）			当連結会計 年度末の時価 （百万円）
	当連結会計 年度期首残高	当連結会計 年度増減額	当連結会計 年度末残高	
賃 貸	1,201	△17	1,184	661
遊 休	319	△6	312	322

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
2. 当連結会計年度末の時価は、「不動産鑑定評価基準」に基づいて算出した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む）または、一定の評価額及び市場価格を反映していると考えられる指標を用いて、合理的に調整した金額によっております。

6. 減損損失に関する注記

当連結会計年度において当社グループは、以下の資産について減損損失を計上いたしました。

用途	種類	場所	件数
支 店	建物・構築物等	埼玉県さいたま市見沼区他	4 件

当社は、管理会計上の事業区分に基づく事業所単位をキャッシュ・フローを生み出す最小の単位とし、本社等の全社資産を共用資産としてグルーピングしております。なお、賃貸用資産は、個別物件ごとにグルーピングしております。

一部の支店の売上減少により、上記資産または資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失(181百万円)として特別損失に計上しております。その内訳は、建物・構築物23百万円、機械・運搬具・備品11百万円、リース資産133百万円、その他13百万円であります。

なお、当該資産または資産グループの回収可能価額は、使用価値または正味売却価格により測定しております。土地については、正味売却価格により測定しており、不動産鑑定評価額に基づく評価額により算定しております。その他の資産については、使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローに基づく評価額がマイナスであるため、回収可能価額は零と算定しております。

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	443円55銭
(2) 1株当たり当期純利益	61円39銭

8. 重要な後発事象に関する注記

シンジケートローン契約について

1年内返済予定の長期借入金の一部を以下のとおりシンジケートローン契約に変更しております。

借入先の名称 : (株)みずほ銀行、(株)日本政策投資銀行、
三井住友信託銀行(株)、(株)三井住友銀行

アレンジャー及びエージェント : (株)みずほ銀行

借入金の総額 : 7,879百万円

契約締結日 : 平成28年11月28日

最終返済日 : 平成38年10月31日

財務制限条項 : 本契約には以下の財務制限条項が付されております。

- ・平成28年10月決算期以降、各年度の決算期の末日における連結貸借対照表上の純資産の部の金額を、平成27年10月決算期末日における連結貸借対照表上の純資産の部の金額の75%以上に維持すること。
- ・平成27年10月決算期以降の決算期を初回の決算期とする連続する2期について、各年度の決算期における連結損益計算書に示される経常損益が2期連続して損失とならないようにすること。なお、本号の遵守に関する最初の判定は、平成28年10月決算期及びその直前の期を対象として行われる。

貸 借 対 照 表

(平成28年10月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	12,845	流 動 負 債	19,549
現金預金	7,276	工事未払金	5,196
完成工事未収入金	422	短期借入金	588
未成工事支出金	467	一年内返済予定長期借入金	8,162
商売用不動産	3	リース債務	540
貯蔵品	2,970	未払金	339
前払費用	12	未払法人税等	331
繰延税金資産	256	未成工事受入金	2,094
未収入金	825	預り金	1,050
その他の	259	仮受金	13
貸倒引当金	373	完成工事補償引当金	108
固定資産	△22	賞与引当金	571
有形固定資産	29,531	その他の	555
建物・構築物	25,071	固定負債	3,545
賃貸用建物・構築物	2,071	リース債務	1,158
機械・運搬具	9,875	退職給付引当金	1,361
備品	215	役員退職慰労引当金	622
土地	261	資産除去債務	261
リース資産	10,527	その他の	140
建設仮勘定	1,648	負債合計	23,095
無形固定資産	471	純資産の部	
借地権	535	株主資本	19,266
ソフトウェア	207	資本金	3,873
リース資産	140	資本剰余金	22
その他の	146	資本準備金	20
投資その他の資産	40	その他資本剰余金	1
投資有価証券	3,924	利益剰余金	15,390
関係会社株式	39	利益準備金	469
長期貸付金	433	その他利益剰余金	14,921
破産更生債権等	815	繰越利益剰余金	14,921
長期前払費用	7	自己株式	△20
差入保証金	118	評価・換算差額等	15
長期未収入金	494	その他有価証券評価差額金	15
繰延税金資産	168	純資産合計	19,281
その他の	2,032	負債及び純資産合計	42,376
貸倒引当金	309		
	△495		
資産合計	42,376		

(注)百万円未満の端数は切り捨て表示しております。

損 益 計 算 書

(自 平成27年11月1日)
(至 平成28年10月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		
完 成 工 事 高	32,092	
販 売 用 不 動 産 売 上 高	4,753	
そ の 他 売 上 高	2,089	38,935
売 上 原 価		
完 成 工 事 原 価	19,505	
販 売 用 不 動 産 売 上 原 価	3,901	
そ の 他 売 上 原 価	1,139	24,545
売 上 総 利 益		
完 成 工 事 総 利 益	12,587	
販 売 用 不 動 産 売 上 総 利 益	852	
そ の 他 売 上 総 利 益	949	14,390
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		10,746
営 業 利 益		3,643
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	18	
受 取 配 当 金	9	
受 取 手 数 料	9	
未 払 配 当 除 斥 益	6	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	53	
そ の 他	35	133
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	278	
そ の 他	73	351
経 常 利 益		3,425
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	55	
減 損 損 失	181	236
税 引 前 当 期 純 利 益		3,189
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	399	
法 人 税 等 調 整 額	100	499
当 期 純 利 益		2,689

(注) 百万円未満の端数は切り捨て表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 平成27年11月1日)
(至 平成28年10月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			自己株式	株主資本合計
		資 本 準備金	その他 資 本 剰余金	資 本 剰余金 合計	利 益 準備金	その他利 益剰余金 繰越利益 剰 余 金	利 益 剰余金 合計		
当 期 首 残 高	3,873	20	1	22	400	13,138	13,539	△20	17,415
誤謬の訂正による 累積的影響額						△150	△150		△150
遡 及 処 理 後 当 期 首 残 高	3,873	20	1	22	400	12,988	13,389	△20	17,265
当 期 変 動 額									
剰余金の配当				－	68	△756	△688		△688
当 期 純 利 益				－		2,689	2,689		2,689
自己株式の取得				－			－	△0	△0
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)				－			－		－
当期変動額合計	－	－	－	－	68	1,932	2,001	△0	2,001
当 期 末 残 高	3,873	20	1	22	469	14,921	15,390	△20	19,266

	評価・換算差額等		純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	25	25	17,440
誤謬の訂正による 累積的影響額			△150
遡 及 処 理 後 当 期 首 残 高	25	25	17,290
当 期 変 動 額			
剰余金の配当			△688
当 期 純 利 益			2,689
自己株式の取得			△0
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	△10	△10	△10
当期変動額合計	△10	△10	1,991
当 期 末 残 高	15	15	19,281

(注) 百万円未満の端数は切り捨て表示しております。

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 有価証券

子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの……………移動平均法による原価法

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

未成工事支出金……………個別法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

販売用不動産……………個別法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

重要な賃貸用資産及び平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)及び平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備並びに構築物については定額法、その他の資産については定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります

建 物 ・ 構 築 物 7～50年

賃 貸 用 建 物 10～50年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、原則としてリース期間を耐用年数とし残存価額を零とする定額法を採用しておりますが、リース資産の一部（モデルハウス）については、使用実態を勘案し、平均再リース期間（2年）を含めた期間を耐用年数としております。

なお、リース取引開始日がリース会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 繰延資産の処理方法

社債発行費

社債の償還までの期間にわたり定額法により償却しております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 完成工事補償引当金

完成工事に関する瑕疵担保に備えるため、期末前1年間の完成工事高及び販売用建物売上高に対し、過去の補修実績に基づく将来の見積補償額を計上しております。

③ 賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額を計上しております。

④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

a. 給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準を採用しております。

b. 計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異及び過去勤務費用は、発生額を発生年度において費用処理しております。

⑤ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金支給に充てるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事（工期がごく短期間のものを除く）については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法による）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を適用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

a ヘッジ手段 金利キャップ

b ヘッジ対象 社債、長期借入金

③ ヘッジ方針

金利変動によるリスクを回避する目的で、対象物の範囲内に限定してヘッジしております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

金利キャップの想定元本が借入金の元本金額の範囲内であり概ね一致していること、金利キャップの契約期間が借入金の借入期間内であり概ね一致していること、借入金の変動金利のインデックスと金利キャップのインデックスが一致していること、金利キャップの受取条件が契約期間を通して一定であること等を基準に、有効性を評価しております。

(7) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理は、税抜方式によっており資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は当事業年度の費用として処理しております。

(8) 会計方針の変更

① 企業結合に関する会計基準等の適用

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。）、及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当事業年度から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当事業年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しが企業結合年度の翌年度に行われた場合には、当該見直しが行われた年度の期首残高に対する影響額を区分表示するとともに、当該影響額の反映後の期首残高を記載する方法に変更いたします。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－2項(4)、及び事業分離等会計基準第57－4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、この変更による計算書類に与える影響はありません。

② 減価償却方法の変更

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、この変更による計算書類に与える影響はありません。

(9) 誤謬の訂正に関する注記

当事業年度において、当社子会社における不適切な会計処理が判明したため、誤謬の訂正を行いました。また、当該訂正に際しては、過去において重要性がないため訂正を行っていない誤謬についても併せて訂正しております。当該誤謬の訂正による累積的影響額は当事業年度期首の純資産の帳簿価額に反映されております。

この結果、株主資本等変動計算書の期首残高は利益剰余金が150百万円減少しております。

(10) 追加情報

法人税率の変更等による影響

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に国会で成立したことに伴い、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.06%から平成28年11月1日及び平成29年11月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.86%に、平成30年11月1日以降に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、30.62%に変更されます。

これらの税制改正に伴い、当事業年度における繰延税金資産の純額は121百万円減少し、法人税等調整額は121百万円増加しております。

2. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 26,334百万円

なお、減価償却累計額には減損損失累計額を含んでおります。

- (2) 担保に供している資産の内容及びその金額

販売用不動産	107百万円
建物・構築物	1,749百万円
賃貸用建物・構築物	8,780百万円
機械・運搬具	137百万円
土地	9,473百万円
計	20,248百万円

担保に対応する債務の金額

短期借入金	588百万円
一年内返済予定長期借入金	7,879百万円
計	8,467百万円

- (3) コミット型シンジケートローン

シンジケートローン契約総額	6,000百万円
借入実行残高	一百万円
差額	6,000百万円

当社は、運転資金を安定的かつ効率的に調達するために、(株)みずほ銀行をはじめとする取引金融機関5行とコミット型シンジケート契約（コミットメント期間平成27年10月30日～平成28年10月31日）を平成27年10月30日付で締結し、財務制限条項が付されております。

- ① 平成27年10月期決算以降、各年度の決算期の末日における連結貸借対照表上の純資産の部の金額を平成26年10月決算期末日における連結貸借対照表の純資産の部の金額の75%以上に維持すること。
- ② 平成26年10月期決算以降の決算期を初回の決算期とする連続する2期について、各年度の決算期における連結損益計算書に示される経常損益が2期連続して損失とならないようにすること。なお、本号の遵守に関する最初の判定は、平成27年10月決算期及びその直前の期の決算を対象として行われる。

(4) 保証債務額

住宅購入者その他に対する金融機関の融資等に対する保証

住宅購入者 4,631百万円

関係会社

(株)日本ハウスウッドワークス中部 96百万円

(株)銀河高原ビール 156百万円

計 4,885百万円

なお、住宅購入者等に係る保証の大半は、保証会社が金融機関に対し保証を行うまでのつなぎ保証であります。

(5) 関係会社に対する金銭債権金銭債務

関係会社に対する短期金銭債権 161百万円

関係会社に対する長期金銭債権 849百万円

関係会社に対する短期金銭債務 172百万円

関係会社に対する長期金銭債務 22百万円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高 1,413百万円

営業費用 1,043百万円

営業取引以外の取引高 26百万円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 の株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末の 株式数（株）
普通株式	93,016	150	－	93,166

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加150株は、単元未満株式の買取によるものであります。

5. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な要因別の内訳

(繰延税金資産)

繰延税金資産の主な原因は繰越欠損金によるものです。

6. 減損損失に関する注記

当事業年度において、当社は以下の資産について減損損失を計上いたしました。

用途	種類	場所	件数
支 店	建物・構築物等	埼玉県さいたま市見沼区他	4 件

当社は、管理会計上の事業区分に基づく事業所単位をキャッシュ・フローを生み出す最小の単位とし、本社等の全社資産を共用資産としてグルーピングしております。なお、賃貸用資産は、個別物件ごとにグルーピングしております。

一部の支店の売上減少により、上記資産または資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失(181百万円)として特別損失に計上しております。その内訳は、建物・構築物23百万円、備品11百万円、リース資産133百万円、その他13百万円であります。

なお、当該資産または資産グループの回収可能価額は、使用価値または正味売却価格により測定しております。土地については、正味売却価格により測定しており、不動産鑑定評価額に基づく評価額により算定しております。その他の資産については、使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローに基づく評価額がマイナスであるため回収可能価額は零と算定しております。

7. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 役員及び個人主要株主等

(単位：百万円)

種 類	会社等の名称 または氏名	所在地	資 本 金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所(被所有)有 割 合	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額	科 目	期末残高
役員及び その近親者	沖田千尋	青森県 八戸市	—	—	—	—	住宅建築 の請負	29	—	—
役員及びその 近親者が議決権の 過半数を所有している会社	真田企画㈱	福岡県 福岡市	5	不動産業	—	不動産売買	住宅建築 の請負	15	—	—

(注) 取引金額には消費税等は含んでおりません。

取引条件ないし取引条件の決定方針等

販売価格は一般的な取引条件と同様に決定しております。

① 沖田千尋氏につきましては、当社の取締役（平成28年10月31日退任）である沖田高広氏の近親者であります。

② 真田企画㈱につきましては、当社の常務取締役である真田和典氏の近親者が議決権の過半数を所有しております。

(2) 子会社等

(単位：百万円)

種 類	会社等の 名 称	住 所	資本金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所(被所有)有 割 合	関 係 内 容		取引内容	取引金額	科 目	期末残高
						役員の 兼務等	事業上の 関 係				
子会社	㈱ホテル 東日本	岩手県 盛岡市	83	ホテル業	(所有) 直接 100.0%	兼任 1人	ホテル 施設賃貸	土地・建物 賃貸	1,397	—	—
								担保受入	459	—	—
子会社	㈱銀河高 原ビール	岩手県 和賀郡	50	ビールの 製造販売	(所有) 直接 100.0%	兼任 1人	資金貸付	資金の貸 付	100	長期貸付金	336
								受取利息	11	その他 (投資その他の 資産)	273
								受取手数料	9		
								回収	32		
										その他 (流動資産)	33

取引条件ないし取引条件の決定方針等

① ㈱ホテル東日本に対するホテル施設（土地・建物）の賃貸料については、該当施設の収益性等を勘案し賃貸借契約を締結しております。また、同社からの担保の受入については、当社の金融機関からの借入債務を担保するため、同社の保有する土地、建物に対して物上担保が設定されております。

② ㈱銀河高原ビールに対する貸付金等については、同社の運転資金及び設備投資資金であり、貸付にあたっては、当社調達金利に一定の幅の金利を上乗せし融資しております。なお、㈱銀河高原ビールへの貸付金に対し、150百万円の貸倒引当金を計上しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	420円34銭
(2) 1株当たり当期純利益	58円63銭

9. 重要な後発事象に関する注記

シンジケートローン契約について

1年内返済予定の長期借入金の一部を以下のとおりシンジケートローン契約に変更しております。

借入先の名称 : (株)みずほ銀行、(株)日本政策投資銀行、
三井住友信託銀行(株)、(株)三井住友銀行

アレンジャー及びエージェント : (株)みずほ銀行

借入金の総額 : 7,879百万円

契約締結日 : 平成28年11月28日

最終返済日 : 平成38年10月31日

財務制限条項 : 本契約には以下の財務制限条項が付されております。

- ・平成28年10月決算期以降、各年度の決算期の末日における連結貸借対照表上の純資産の部の金額を、平成27年10月決算期末日における連結貸借対照表上の純資産の部の金額の75%以上に維持すること。
- ・平成27年10月決算期以降の決算期を初回の決算期とする連続する2期について、各年度の決算期における連結損益計算書に示される経常損益が2期連続して損失とならないようにすること。なお、本号の遵守に関する最初の判定は、平成28年10月決算期及びその直前の期を対象として行われる。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年12月22日

株式会社日本ハウスホールディングス

取締役会 御中

優 成 監 査 法 人

指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士 須 永 真 樹 ㊞
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士 駕 海 量 明 ㊞
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士 小 野 潤 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社日本ハウスホールディングスの平成27年11月1日から平成28年10月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社日本ハウスホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

誤謬の訂正に関する注記に記載されているとおり、会社は子会社における不適切な会計処理について前連結会計年度の誤謬の訂正を行い、期首の利益剰余金が減少している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年12月22日

株式会社日本ハウスホールディングス

取締役会 御中

優 成 監 査 法 人

指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士 須 永 真 樹 ㊞
-------------------	-----------------

指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士 鴛 海 量 明 ㊞
-------------------	-----------------

指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士 小 野 潤 ㊞
-------------------	---------------

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社日本ハウスホールディングスの平成27年11月1日から平成28年10月31日までの第48期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

誤謬の訂正に関する注記に記載されているとおり、会社は子会社における不適切な会計処理について前事業年度の誤謬の訂正を行い、期首の利益剰余金が減少している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年11月1日から平成28年10月31日までの第48期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人優成監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人優成監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年12月22日

株式会社日本ハウスホールディングス 監査役会

常勤監査役 近 藤 誠 一 郎[㊟]

社外監査役 有 岡 典 雅[㊟]

社外監査役 千 谷 英 造[㊟]

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第48期の期末配当につきましては、経営体質強化に必要な内部留保を確保しつつ、当期の財務状況と業績を総合的に勘案しまして以下のとおりと致したいと存じます。

尚、中間配当 5 円を含め、当期の配当は 1 株あたり金15円の配当となります。

- (1) 配当財産の種類
金銭と致します。
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式 1 株につき金10円 総額 458,716,760円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
平成29年 1 月27日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

将来の事業展開に備え、事業目的に「ホテル会員権事業」を加えるものがあります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条（条文省略）	第1条（現行どおり）
（目 的）	（目 的）
第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。	第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。
1. 建設業、設計、施工、監理	1. 建設業、設計、施工、監理
2. 宅地建物取引業	2. 宅地建物取引業
3. 建設資材の販売	3. 建設資材の販売
4. 住宅関連商品の販売業	4. 住宅関連商品の販売業
5. 損害保険代理業	5. 損害保険代理業
6. 不動産の賃貸業	6. 不動産の賃貸業
7. 生命保険の募集に関する業務	7. 生命保険の募集に関する業務
8. 発電および売電に関する業務	8. 発電および売電に関する業務
9. 介護保険法に基づく特定福祉用具販売事業	9. 介護保険法に基づく特定福祉用具販売事業
10. 介護保険法に基づく福祉用具貸与事業	10. 介護保険法に基づく福祉用具貸与事業
11. 介護保険法に基づく特定介護予防福祉用具販売事業	11. 介護保険法に基づく特定介護予防福祉用具販売事業
12. 介護保険法に基づく介護予防福祉用具貸与事業	12. 介護保険法に基づく介護予防福祉用具貸与事業
（ 新 設 ）	<u>13. ホテル会員権事業</u>
<u>13.</u> 前各号に付随する一切の業務	<u>14.</u> 前各号に付随する一切の業務
第3条～第42条（条文省略）	第3条～第42条（現行どおり）

第3号議案 取締役7名選任の件

平成28年10月31日をもって常務取締役沖田高広並びに取締役南保隆の両氏が取締役を退任致しました。また、本總會終結の時をもって、現任取締役全員（7名）が任期満了となります。

つきましては、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当社 の株式の数
1	ナ リ タ カ ズ ユ キ 成 田 和 幸 (昭和28年4月20日)	昭和51年4月 当社入社 平成2年12月 当社函館支店長 平成5年1月 当社取締役就任 平成6年11月 当社北海道ブロック長 平成7年8月 当社首都圏ブロック長兼 横浜支店長 平成13年7月 当社常務取締役 平成13年11月 当社営業・技術本部副本 部長 平成14年4月 当社代表取締役社長 兼営業・技術本部長 平成14年11月 当社代表取締役社長就任 (現任) 平成23年11月 当社事業統轄本部本部長	644,000株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当社 の株式の数
2	サ ナ ダ カ ズ ノ リ 真 田 和 典 (昭和38年2月7日)	昭和58年4月 当社入社 平成8年3月 当社長崎営業所長 平成10年11月 当社鹿児島支店長 平成17年1月 当社静岡支店長 平成17年11月 当社やまと事業部長 平成18年11月 当社執行役員就任 平成18年11月 当社J・エポック事業部長 平成19年11月 当社J・エポック事業部本 部長 平成20年11月 当社J・エポックホーム事 業部本部長 平成22年5月 当社住・リフォーム事業部 本部長兼環境事業部長 平成22年11月 当社住・環境リフォーム事 業部本部長 平成23年1月 当社取締役 平成26年11月 当社常務取締役 平成27年11月 当社3事業統轄本部本部 長兼日本ハウス事業部本 部長 平成28年5月 当社住宅統轄本部長兼日 本ハウス事業部本部長兼 事業推進統轄本部長 平成28年11月 当社専務取締役就任（現 任） 平成28年11月 当社住宅統轄本部長兼日 本ハウス事業部本部長就 任（現任）	108,500株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当社の 株式の数
3	ナ ト リ ヒ ロ フ ミ 名 取 弘 文 (昭和33年1月31日)	昭和51年4月 (株)第一勸業銀行（現(株)み ずほ銀行）入行 平成12年7月 同行（現(株)みずほ銀行） 足利支店長 平成14年7月 (株)みずほ銀行錦糸町支店 長 平成16年5月 同行業務部支店業務第五 ユニット支店担当部長 平成19年4月 同行千葉支店長 平成21年8月 みずほローンエクスパー ツ(株)専務取締役 平成25年1月 当社入社 平成25年1月 当社顧問 平成25年1月 当社常務取締役就任（現 任） 平成25年1月 当社業務統轄本部本部長 平成27年11月 当社管理統轄本部本部長 就任（現任）	15,400株
4	イ ケ ベ ア ツ ユ キ 池 辺 厚 幸 (昭和34年12月21日)	昭和56年1月 当社入社 平成3年11月 当社青森営業所長 平成5年11月 当社青森支店長 平成17年5月 当社山形支店長 平成22年11月 当社郡山支店長 平成25年11月 当社北陸甲信越ブロック 統括兼新潟支店長 平成25年11月 当社執行役員 平成27年11月 当社住・環境リフォーム事 業部本部長就任（現任） 平成28年1月 当社取締役就任（現任）	11,700株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当社 の株式の数
5	ム ト ウ キ ヨ カ ズ 武 藤 清 和 (昭和36年3月9日)	昭和54年3月 当社入社 平成6年12月 当社町田支店長 平成14年4月 当社横浜支店長 平成16年5月 当社四日市支店長 平成17年11月 当社金沢支店長 平成17年11月 当社執行役員 平成18年11月 当社やまと事業部長 平成19年11月 当社やまと事業部本部長 平成20年11月 当社東日本ハウス事業部 本部長 平成22年11月 当社中部ブロック統括兼 名古屋支店長 平成23年1月 当社取締役 平成24年11月 当社東海・関西ブロック統 括兼名古屋支店長 平成26年11月 当社常務取締役 平成27年11月 当社取締役東海・関西プロ ック統轄兼日本ハウス事 業部名古屋支店長 平成28年5月 当社取締役不動産統轄本 部長兼Urbanアセットマネ ジメント事業本部長兼ホ テル賃貸事業部本部長兼 事業推進統轄副本部長 平成28年11月 当社取締役不動産統轄本 部長兼Urbanアセットマネ ジメント事業本部長兼ホ テル賃貸事業部本部長就 任（現任）	77,500株
6	シ バ タ ニ ア キ ラ 柴 谷 晃 (昭和30年9月27日)	昭和58年4月 判事補任官 昭和63年4月 最高裁判所書記官研修所 教官任官 平成3年4月 弁護士登録 平成5年6月 新八重洲法律事務所設立 （現任） 平成10年6月 (株)マサル社外監査役（現 任） 平成24年1月 当社取締役就任（現任）	6,200株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当社の 株式の数
7	エジマカツヨシ 恵 島 克 芳 (昭和28年12月29日)	昭和52年4月 (株)第一勧業銀行（現(株)みずほ銀行）入行 平成14年1月 同行（現(株)みずほ銀行）人事室企画調査役 平成14年4月 (株)みずほ銀行人事部副部長 平成15年2月 (株)みずほホールディングス与信企画部長 平成15年3月 (株)みずほフィナンシャルグループ与信企画部長 平成16年4月 同社執行役員与信企画部長 平成17年4月 (株)みずほ銀行執行役員本店長 平成18年3月 (株)みずほコーポレート銀行常務執行役員コンプライアンス統括グループ役員兼審査グループ統括役員 平成20年4月 (株)みずほ銀行常務執行役員審査部門担当 平成21年5月 みずほインベスターズ証券(株)顧問 平成21年6月 同社取締役社長 平成25年1月 みずほ証券(株)取締役副社長兼副社長執行役員 平成26年4月 同社常任顧問（現任） 平成28年1月 当社取締役就任（現任） 平成28年6月 わかもと製薬(株)社外監査役（現任）	400株

- (注) 1. 柴谷 晃氏、恵島克芳氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。柴谷 晃氏、恵島克芳氏は、多様なステークホルダーの視点を事業活動の監督に取り入れる観点から、選任をお願いするものであります。
 尚、柴谷 晃氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって5年となり、恵島克芳氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
2. 当社は、柴谷 晃氏、恵島克芳氏の両氏との間に会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は法令で定めた額を限度額としております。両氏の選任が承認された場合、当社は両氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。
3. 柴谷 晃氏、恵島克芳氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
4. 取締役候補者と当社の間にはいずれも特別の利害関係は有りません。

第4号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

平成28年10月31日をもって常務取締役を退任された沖田高広氏、取締役を退任された南保隆氏に対し、在任中の労に報いるため、当社の内規に基づき相当額の範囲内で、退職慰労金を贈呈致したく、その具体的金額、贈呈の時期及び方法等につきましては、取締役会に御一任願いたいと存じます。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏 名	略 歴
オ キ タ タ カ ヒ ロ 沖 田 高 広	平成18年1月 当社取締役就任 平成23年11月 当社常務取締役 平成26年11月 当社専務取締役 平成27年11月 当社常務取締役 平成28年10月 当社常務取締役退任
ナ シ ボ タ カ シ 南 保 隆	平成25年1月 当社取締役就任 平成28年10月 当社取締役退任

以 上

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

[illegible]

株主総会会場ご案内図

会 場 栃木県宇都宮市上大曾町492番地 1
ホテル東日本宇都宮 3階「大和 西」



◎JR宇都宮駅西口バスターミナル5番乗り場・ニュー富士見行、中里原行、玉生行、宇都宮美術館行、宇都宮グリーンタウン行、帝京大行等「大曾十文字」下車（バス所要時間約15分）、バス停より徒歩5分

（ご照会先） 株式会社日本ハウスホールディングス 本社 総務部

〒102-0072 東京都千代田区飯田橋四丁目3番8

電 話 03-5215-9881